

兵庫労働局発表  
平成28年3月28日

担当

兵庫労働局労働基準部監督課  
課長 倉本 幸一郎  
主任監察監督官 白水 千雄  
電話 078(367)9151  
FAX 078(367)9165

## 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施

—アルバイトを始める新入学生が多い4月から7月まで—

兵庫労働局（局長 中山明広）では、兵庫県内の大学生等を対象に、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことなどを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。兵庫労働局では、学生アルバイトの労働条件確保のため、関係法令の周知・啓発や監督指導等に取り組んでいますが、これらのトラブルの中には、学生が必要な知識を持っていれば簡単に避けられるものも少なくありません。また、労働法等の知識は学生の皆さんのが就職するときにも役立ちます。

そこで、今回のキャンペーンでは、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すため、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までの間、学生へのリーフレットの配布による周知・啓発や大学等での出張相談などを行います（別添1参照）。

また、厚生労働省が昨年実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果」では、労働基準法で規定されている「労働条件通知書」が交付されていないと回答した学生が多かったことを踏まえ、新たに学生用の「労働条件通知書」を掲載したリーフレットや、具体的なトラブル事例を盛り込んだリーフレット等を作成しており、本キャンペーンの中で活用していきます（別添2、3参照）。

なお、関係団体においても、学生アルバイトの労働条件の確保に関する独自の取組がありますので、特色ある事例を併せてご紹介します（別添4参照）。

アルバイトのトラブルで困ったとき

○フリーダイヤルで相談したいとき

「労働条件相談ほっとライン」にご連絡ください。

はい！ ろうどう

0120-811-610

月・火・木・金：午後5時～午後10時

土・日：午前10時～午後5時

## ○行政機関に相談したいとき

お近くの労働基準監督署や「総合労働相談コーナー」（労働局や労働基準監督署の中にあります）にご連絡ください。（平日午前8時30分～午後5時15分）

行政機関名	所在地	電話番号
兵庫労働局労働基準部監督課 雇用環境均等部指導課	神戸市中央区東川崎町1-1-3	079-367-9151
	神戸クリスタルタワー16F、15F	078-367-0850
神戸東労働基準監督署	神戸市中央区海岸通29	078-332-5353
神戸西労働基準監督署	神戸市兵庫区水木通10-1-5	078-576-1831
尼崎労働基準監督署	尼崎市東難波町4-18-36	06-6481-1541
姫路労働基準監督署	姫路市北条1-83	079-224-1481
伊丹労働基準監督署	伊丹市昆陽1-1-6	072-772-6224
西宮労働基準監督署	西宮市浜町7-35	0798-26-3733
加古川労働基準監督署	加古川市野口町良野1737	079-422-5001
西脇労働基準監督署	西脇市西脇885-30	0795-22-3366
但馬労働基準監督署	豊岡市大手町9-15	0796-22-5145
相生労働基準監督署	相生市旭1-3-18	0791-22-1020
淡路労働基準監督署	洲本市桑間280-2	0799-22-2591

## 【キャンペーンの概要】

### 1 実施期間

平成28年4月1日から7月31日

### 2 主な取組内容

- (1) 学生用の「労働条件通知書」を掲載したリーフレットや、具体的なトラブル事例を盛り込んだリーフレット等の学生への配布、大学等での掲示による周知・啓発
- (2) 都道府県労働局による大学等への出張相談の実施
- (3) 都道府県労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応

確かめよう！

労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」

キャラクター 「たしかめたん」

## 平成28年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要

1 実施時期 平成28年4月1日から7月31日まで  
(特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)

2 実施事項

### (1) 厚生労働本省での実施事項

#### ① 大学等への協力依頼等

ア 全国の大・短期大学、高等専門学校、専修学校（以下「各大学等」）へ新たに作成したリーフレット・ポスターを送付し、新入学時の説明会・ガイダンス等での配布や新入学時に配布する冊子への掲載、これらを活用した説明の実施、各大学等のホームページへの掲載、学内の掲示板への掲示等について依頼  
【一部実施すみ】

イ 下記（2）①の出張相談の実施に際しての相談場所の提供、学生への周知等について依頼

ウ 所在地の都道府県労働局や労働基準監督署、都道府県・政令市とも連携し、学生への周知・啓発や解決に向けた取組を行うよう呼びかけ

#### ② 各都道府県及び政令市等への協力依頼

キャンペーンの広報、公共施設等でのリーフレットの配布やポスターの掲示、集会施設等でのセミナーの開催等について協力を依頼する。また、取組の実施に当たっては域内の各労働局と連携するよう呼びかける。

#### ③ 関係団体への協力依頼

大学等団体、全国大学生活協同組合連合会、公益社団法人全国求人情報協会、全国社会保険労務士会連合会、日本行政書士会連合会等に対し、各団体に応じた取組による協力を依頼する。

#### ④ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、記者発表並びに厚生労働省関係広報誌及び厚生労働省ホームページ等への掲載を行う。

## (2) 兵庫労働局の実施事項

### ① 大学等への出張相談等

学生数が多い大学等を中心に、兵庫労働局による出張相談を実施する。また、大学等からの依頼により労働法制に関する講師派遣等を行う。

### ② 総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置

兵庫労働局及び管下 11 の労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生への相談に重点的に対応する。

### ③ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、記者発表、ホームページへの掲載、地方公共団体・関係機関等の広報誌の活用等により周知を行う。

### ④ リーフレットの配布

新たに作成したリーフレット等を使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等に配布するほか、監督指導などの際に事業主等に配布する。

※ 以上の実施に当たっては、所在地の大学等や地方公共団体等関係団体と連携を図る。

学生の皆さんへ

# アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

Point  
**1**

アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！

Point  
**2**

バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！

Point  
**3**

アルバイトでも、残業手当があります

Point  
**4**

アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます

Point  
**5**

アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます

Point  
**6**

アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません

Point  
**7**

困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

夜間・土日の相談は  
**労働条件相談ほっとラインへ**

はい！ ろうどう

0120-811-610 月・火・木・金：午後5時～午後10時  
土・日：午前10時～午後5時

確かめよう！  
労働条件。

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」  
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→  
ポータルサイト  
「確かめよう 労働条件」



アルバイトを始める際に、会社から労働条件を示してもらいましょう！  
また、通知書は大切に保管しましょう！！



## 労働条件通知書

\*シフトの設定 (始業・終業の時刻、休日、勤務日など) に当たって、学業とアルバイトの両立に配慮してください。

殿	年 月 日
会社等の名称と所在地 _____	
使用者の職名と氏名 _____	
契約期間	1 期間の定めなし 期間の定めあり (2~4は「期間の定めあり」の場合に記入)
	2 契約期間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
	3 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他 ( ) ]
	4 契約の更新は、次により判断する。[・契約期間満了時の業務量・勤務成績、態度・能力・会社の経営状況・従事している業務の進捗状況・その他 ( ) ]
就業の場所	
従事する業務	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 始業 ( 時 分 ) 終業 ( 時 分 )
	2 休憩時間 ( 分 )
	3 所定時間外労働の有無 ( 有 (1週 時間、1か月 時間、1年 時間) , 無 )
	4 休日労働 ( 有 (1か月 日、1年 日), 無 )
	※1 勤務シフトによる場合は、上記1を基本としつつ、勤務シフト表により定められた始業・終業時刻による。(なお、始業・終業時間を繰上げ・繰下げる場合もある。) ※2 变形労働時間制や交代制の採用の有無 ( 有 ・ 無 ) 有の場合、詳細は別途定める。 ※3 フレックス制などが労働者に適用される場合は別途定める。
休日及び勤務日	1 勤務日：毎週曜日、その他 ( ) (週毎に勤務日が定められていない場合は) 週・月当たり日、その他 ( )
	2 1年単位の変形労働時間制の場合一年間日
	3 休日：毎週曜日、国民の祝日、その他 ( )
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合一日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 ( 有・無 ) 一か月経過で日 時間単位年休 ( 有 ・ 無 )
	2 その他の休暇 有給 (種類： ) 、無給 (種類： )
賃金	1 基本賃金 イ 月給 ( 円 ) 、口日給 ( 円 ) ハ 時間給 ( 円 ) 、ニ その他 ( 円 )
	2 諸手当の額又は計算方法 ( 手当 円 / 計算方法 : )
	3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超月60時間以内 ( ) %、月60時間超 ( ) %、 所定超 ( ) %
	ロ 休日 法定休日 ( ) %、法定外休日 ( ) % ハ 深夜 ( ) %
	4 賃金締切日 (種類： ) 一毎月日、(種類： ) 一毎月日
	5 賃金支払日 (種類： ) 一毎月日、(種類： ) 一毎月日
	6 賃金の支払方法 ( )
	7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無 , 有 ( ))
	8 昇給 ( 有 (時期、金額等 ) , 無 )
	9 賞与 ( 有 (時期、金額等 ) , 無 )
10 退職金 ( 有 (時期、金額等 ) , 無 )	
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続き (退職する日以上前に届け出ること)
	2 解雇の事由及び手続 ( )
その他	1 社会保険の加入状況 ( 厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ( ) )
	2 雇用保険の適用 ( 有 ・ 無 )
	3 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 _____ 担当者職氏名 _____ (連絡先 )

## 学生の皆さんへ

# 学生アルバイトのトラブル Q & A (知っておきたい働くときのポイント)

Q1

アルバイトを始めることになりましたが、時給や勤務時間（働く時間）などの働く条件について「募集広告に書いてあるとおりだよ」としか言わないのですが？！

A

働く条件を書いた書面を必ずもらってください！



後で「最初に聞いた話と実際の時給や働く時間が違う」と困らないように、アルバイト先から書面をもらって保存しておきましょう。法律上も、①アルバイトをする期間、②仕事の内容や働く場所、③働く時間や休日、④時給など重要なことは、雇う側が働く人に、働く条件を示した書面を渡すこととなっています。

Q2

1回に6～8時間働くアルバイトをしていますが、休憩が15分くらいしか取れない日が多いのですが？！

A

法律で、アルバイトに対しても、働く時間が①6時間を超え8時間以下の場合には少なくとも45分、②8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を、与えなければならないことになっています！

Q3

決められた時間の前後に、オーナーや店長の指示で、開店準備や後片付け、次の勤務の準備をさせられているのですが、その分の時給がもらえません！

A

法律上、あなたを雇っている人（オーナーなど）や上司（店長など）の指示などに従って行う仕事については、その分の時給がちゃんと支払われなければなりません。



例えば塾講師の場合で、授業時間外にオーナーや教室長に言われて仕事をしている場合にも、時給は発生します。

ちなみに、「毎回15分未満は切り捨て」というようなことは原則法律違反です！

Q4

店長に「アルバイトに残業代なんか出ない」って言われたのですが、本當ですか？あと、アルバイトでも有休が取れるって本当ですか？

A

アルバイトでも、法律上、1日8時間、1週40時間を超えて働いたら、残業代は出ます！また、法律上、アルバイトでも有休がとれる場合があります。



（詳しくは、厚生労働省ホームページの「労働条件に関する総合情報サイト 確かめよう労働条件」にある『アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント』のポイント3、4を見てください。）

Q5

アルバイトを始めるときに決めた曜日（回数）や時間を無視して、授業の日でもシフトを入れられてしまいます。テストの日に休みたいと言っても休ませてもらえないません。

A

シフトを変更するには、事前に働く人と雇う人の合意が必要です（労働契約法の規定）。決められた曜日や時間を無視して無理矢理シフトに入れられるなど、一方的にシフトを変更されて困る時は、はっきりと断りましょう！また、決められた曜日や時間に急に学校の行事などが入ってしまった時でも、諦めずにオーナーや店長などによく相談しましょう。

Q6

クリスマスケーキなど季節の商品に販売ノルマがあって売れ残りを買わされます。あと、食器や商品を壊したりするといちいち弁償されられるのですが、これってしようがないんですか？

A

法律上、売れ残りを買う義務はありません！基本的にバイト代から自動的に天引きすることもできません。

また、お店のものや商品を壊したときは、弁償しなければならない場合もありますが、少なくとも、本来の値段以上を罰金として支払う必要はありません。

Q7

アルバイトを辞めさせてもらえないません。「辞めるなら代わりのアルバイトを連れてこい」と言われます。

A

アルバイトを含む労働者は、原則として会社を退職することをいつでも申し入れることができます。

あらかじめ契約期間が定められていないときは、法律では、労働者は退職届を提出するなど退職の申入れをすれば、2週間経てば辞めることができます（民法の規定）。

ただし、急に辞めてしまうと、アルバイト先が困ることもあるでしょうから、アルバイト先とよく話し合ってください。

これらの問題を含め  
アルバイトのトラブルで困ったときは

フリーダイヤルで相談したいとき

「労働条件相談ほっとライン」にご連絡ください。  
はい！ ろうどう 月・火・木・金：午後5時～午後10時  
0120-811-610 土・日：午前10時～午後5時

行政機関に相談したいとき

お近くの労働基準監督署や「総合労働相談コーナー」（労働局や労働基準監督署の中にあります）にご連絡ください。（平日午前8時30分～午後5時15分）

労働基準監督署

検索

総合労働相談コーナー

検索

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」  
キャラクター 「たしかめたん」

確かめよう！  
労働条件。

ポータルサイ  
トのHPは  
こちら！



厚生労働省ホームページにお近くの労働基準監督署や総合労働相談コーナーの場所が掲載されています。

## 学生アルバイトの労働条件確保に関する関係団体等の取り組み

(順不同)

### 全国大学生活協同組合連合会

#### ◇ウェブサイト上での周知・啓発

- ・同会の学生（会員）や生協関係者向けのウェブサイト上に、新たに学生アルバイトに関する情報コーナーを設け、周知・啓発のための情報発信を行う。

<http://www.univcoop.or.jp/fresh/life/parttime/index.html>

#### ◇各大学生協のデジタルサイネージシステムによる周知・啓発

- ・全国67大学（125台）の大学生協に設置された「デジタルサイネージ（キャンパスTV）」上で、今後、周知・啓発のための情報発信を行う。

### 公益社団法人全国求人情報協会

#### ◇周知・啓発のための独自の冊子の作成と配布

- ・全国の学生向けに、『はじめてアルバイトするときは』という独自の冊子とQ&Aを新たに作成、協会HPにアップし（本年2/10に実施済み）、全国の会員企業を通じた普及を図る。

<https://www.zenkyukyo.or.jp/applicant/index.php>

- ・全国の事業主向けに、『アルバイト・パートの採用成功・定着のために』という独自の冊子とQ&Aを新たに作成、協会HPにアップし（本年2/10に実施済み）、全国の会員企業を通じた普及を図る。

<https://www.zenkyukyo.or.jp/company/index.php>

#### ◇厚生労働省作成の周知・啓発媒体の独自配布

- ・リーフレット『アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント』、『学生アルバイトのトラブルQ&A』や『これってあり？ まんが 知って役立つ労働法Q&A』を、全国の会員企業を通じて事業主等に配布する。

### 全国社会保険労務士会連合会

#### ◇事業主への周知・啓発

- ・厚生労働省作成のリーフレット等を活用し、学生アルバイトが多い業界を中心に、全国の社会保険労務士が事業主に周知・啓発を行うことを促進する。

#### ◇全国での「無料相談」対応の推進

- ・47都道府県社会保険労務士会が運営する無料の「総合労働相談所」及び

連合会に設置した「職場のトラブル相談ダイヤル」において、学生アルバイトの労働条件をめぐるトラブルに関する相談に、重点的に対応する。

<http://www.shakaihokenroumushi.jp/consult/tqid/214/Default.aspx>

◇学校での労働法教育への協力

- ・これまで実施してきた全国の社会保険労務士による学校での「出前授業」等において、独自の教材「知っておきたい 働くときの基礎知識」等を活用して、学生アルバイトが知っておくべき「働くルール」等の教育をさらに充実する。

【全国社会保険労務士会連合会 HP】「学校教育への協力」

<http://www.shakaihokenroumushi.jp/organization/tqid/261/Default.aspx>

## 日本行政書士会連合会

◇「契約」を中心とした「法教育」による周知・啓発

- ・学校等に法教育の出前講座を実施している各都道府県行政書士会を通して、主に「契約」の観点から労働にも関連した「法教育」に関する授業を実施して、児童・生徒・学生への周知・啓発を図る。

◇広報媒体を活用した周知・啓発

- ・全国の会員向けに毎月発行している会報やホームページ等の広報媒体、厚生労働省作成のリーフレット等を活用して、依頼者である事業主への周知・啓発を行う。

## 一般財団法人学生サポートセンター（ナジック学生情報センターグループ）

◇メールシステムを通じた情報の配信等

- ・グループ企業が提供する学生向け安否確認メールシステムを通じ、登録している全国の学生約12万人に対し、今後、周知・啓発のための情報を配信していく。
- ・グループ内企業が持つ「学生アルバイト情報ネットワーク（aines）」の学生向けウェブサイト内に、学生アルバイトの労働条件に関する特設コーナーを設け、加盟237大学・校の学生を対象に、今後、周知・啓発のための情報を発信していく。

◇その他の周知・啓発活動

- ・大学等からの依頼により、入学ガイダンス等様々な機会において学生アルバイトにおける注意事項等に関する無料セミナーを実施する。
- ・アルバイト情報掲載登録企業に対し、今後直接又はメールで、厚生労働省作成のリーフレット等も活用し、周知・啓発を行っていく。